

漁業就労安定対策事業事務取扱要領

第1 趣旨

この事務取扱要領は、高知県漁業就業総合支援事業の高知県漁業就業支援センター直営研修事業のうち漁業就労安定対策事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容等

- 1 この事業は、研修生等が、漁業に就業するに当たり必要となる免許の取得にかかる受講料等を支援するものとする。
- 2 この事業の対象者は、次の（１）から（４）のいずれか及び（５）を満たす者とする。
 - （１）自営漁業者育成事業における長期研修生及び自立支援期間中の新規就業者
 - （２）漁家子弟支援事業活用期間中及び事業終了後１年以内の新規就業者
 - （３）雇用型漁業支援事業活用期間中及び事業終了後１年以内の新規就業者
 - （４）国の経営体育成総合支援事業活用期間中及び事業終了後１年以内の新規就業者
 - （５）別表に掲げるいずれにも該当しない者。
- 3 この事業の補助対象経費は、次に掲げる免許の取得にかかる受講料とする。ただし、対象経費の認定にあたり、支払関係書類等に不備があった場合は、支払の対象とならないことがある。
 - （１）小型船舶操縦士免許
 - （２）海上特殊無線技士免許
 - （３）海技士免許
- 4 この事業の補助率は、補助対象経費の２分の１以内とし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。
- 5 この事業の手続きは、以下のとおりとする。
 - （１）この事業の活用を希望する研修生等（以下「希望者」という）は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）の職員等と面談を行い、事業の内容について十分に理解した上で、漁業就労安定対策事業申請書（別記第1号様式）を作成し、センターへ提出する。
 - （２）提出を受けたセンターは、申請書の内容を審査の上、結果を希望者に通知する。
 - （３）希望者は、対象となる免許取得試験を受験した後、漁業就労安定対策事業実績報告書（別紙第2号様式）を作成し、センターに提出する。
 - （４）提出を受けたセンターは、実績報告書の内容を確認し、適当と認められる場合は、希望者に補助金を支払う。
 - （５）希望者は、免許試験の結果が明らかになった後、1ヵ月以内に漁業就労安定対策事業結果報告書（別記第3号様式）を作成し、センターに提出する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月12日から施行する。

別表

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。